電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（案）

**赤字は主に変更が必要な箇所、青字は説明文書です。**

**規程作成後、不要な箇所は削除してください。**

NIコンサルティング社製品を使用して電子取引の保存をする場合の規程のテンプレートです。貴社の運用に合致するかを確認し、必要に応じて変更してください。

運用法の注意事項などを記載した「電子帳簿保存法スタートアップガイド」もあわせてご確認ください。

<https://www.ni-consul.jp/ni_us/manual/ge/system/ebook_maintenance_act_guide.pdf>

規程の最終的な確認は、貴社の管轄国税局・税務署または顧問税理士へお願い致します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、株式会社〇〇〇（以下、当社という）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

貴社名を記入します

（適用範囲）

第２条　この規程は、当社の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第３条　この規程の管理責任者は、〇〇部　部長とする。

電子取引規程確認シートの「規程管理責任者」の欄から転記します。

第２章　電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）

第４条　当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

　一　ＥＤＩ取引

　二　電子メールを利用した請求書等の授受

　三　ペーパーレスFAXを利用した請求書等の授受

　四　WEBサイトからの請求書等のダウンロード

　五　Sales Billing Assistantを利用した請求書の送付

書類整理シートの「授受の方法」の欄に記載されているもの転記します。

授受の方法がシステム利用の場合、システム名も転記します。

（取引データの保存）

第５条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第６条に定めるデータについては、保存サーバ内に国税に関する法律の規定により保存しなければならないとされている期間まで保存する。

（対象となるデータ）

第６条　保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

　一　請求情報

二　見積情報

三　注文情報

四　注文請け情報

五　検収情報

六　支払情報

書類整理シートの「書類名」の欄の末尾を「情報」と書き換えて転記します。

（運用体制）

第７条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

　一　管理責任者　○○部△△課　課長

　二　処理責任者　○○部△△課　係長

電子取引規程検討シートの「取引関係情報の管理責任者」「取引関係情報の処理責任者」の欄からそれぞれ転記します。

（訂正削除の原則禁止）

第８条　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

第９条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、担当者は「取引情報訂正・削除申請書 兼 完了報告書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

　一　申請日

　二　取引先名

　三　訂正・削除内容

　四　訂正・削除理由

　五　申請担当者名

２　管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書 兼 完了報告書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

３　管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

４　処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除申請書 兼 完了報告書」を完了とする。

５　「取引情報訂正・削除申請書 兼 完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

（施行）

第10条　この規程は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

電子取引規程検討シートの「施行開始日」の欄から転記します。